

## 西播磨圏域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第89条の3の規定に基づき、地域生活支援事業として広域的な対応が必要な事業を実施するため、本圏域の相談支援体制の整備に関する情報交換及び課題の解決に向けた協議等を行い、圏域における相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するネットワークの構築に関し協議を行うための西播磨圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 圏域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 圏域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 圏域における障害者の自立と社会参加に関すること。
- (6) その他障害福祉に関するネットワークづくりに関し必要な事項。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 権利擁護、相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 保健・医療・福祉関係者
- (5) 障害当事者団体又は家族団体の代表者
- (6) 地域ケアに関する学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員

2 前項に規定する委員のほか、必要に応じ必要と認める者  
(役員等)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名する委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会の設置)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(市町自立支援協議会との連携)

第8条 協議会は各市町自立支援協議会等と連携を図るものとする。

(旅費)

第9条 委員が協議会の職務を行うため、会議に出席し、または旅行したとき旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(会議録の作成)

第10条 協議会の議事について会議録を作成し、会長が内容を確認するものとする。

2 会議録の保存は5年とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は 西播磨県民局龍野健康福祉事務所が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
(平成 17 年 11 月 7 日 法律第 123 号)

(協議会の設置)

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。